

学童保育所における新型コロナウイルス感染症対策

感染予防対策

① 児童、職員の健康観察

- ・検温は基本的に毎朝各家庭で行い、健康観察表で把握する。
- ・指導員は出勤前に検温し、発熱等があれば勤務しない。
- ・土曜日や夏休み期間中は、学童保育所で検温を実施して、健康観察を行う。
(赤外線電子体温計設置)
(健康観察表)

② 飛沫感染等の防止対策

- ・こまめな手洗い、うがい等の実施。
- ・マスクの着用
(熱中症予防より屋外で十分な距離の確保ができる場合を除く)
- ・指導員(来所者を含む)のマスク着用、手指消毒、手洗いうがいの励行
- ・来所者(業者等含む)の健康チェック(検温等)

③ 施設の感染予防対策

- ・室内の換気(2方向の窓を同時に開ける)を定期的に行う。
- ・気温によっては、窓を開けた状態にしておく。
- ・アルコール消毒液を玄関に設置し、来所者、送迎の保護者等の手指消毒を行う。
- ・1日1回以上は共有箇所(トイレ、ドアノブ、机、遊具等)の消毒を行う。
(チェックリストの活用)
- ・生活室への入室の制限(保護者含む)

④ 保育内容の工夫

- ・児童間の距離を取る。特に食事時は対面を避けて可能な限り距離をとる。
児童用座卓1台に対して、児童3人
仕切り板の設置
対面は避け、静かに食べることを指導する(飛沫感染防止)
- ・室内で身体を大きく使う遊びや大声を出す遊びは極力控える。
- ・小学校運動場や体育館利用する場合は、学年やクラス単位等で分け、交互に利用するなど、できるだけ密にならないよう工夫する。
- ・手作りおやつは中止する。

活動場所の範囲（制限・ルール）

小学校運動場	○	*但しクラス単位など集団規模を縮小する
小学校体育館	○	*但しクラス単位など集団規模を縮小する
近隣コミセン	△	*一般感染症対策
野洲市図書館	×	*夏季節は利用しない
野洲市総合体育館	×	*夏季節は利用しない
近隣公園・商店	△	*夏季節は利用しない

小学校運動場での活動時のルール

密集・密接を避ける工夫を取り入れる、また室内に入る際、手洗い（うがい）の徹底を図るなど感染予防対策をとる。

小学校体育館での活動時のルール

- ・手の届く距離での密集、近距離での会話や発声を避ける。
- ・利用前や利用後の手洗いを徹底する。
- ・消毒液などを準備し、手や使用備品、使用した箇所（扉、ドアノブ、スイッチ等）の消毒を行う。
- ・感染の恐れがあることから、ゴミは必ず持ち帰る（マスク、ティッシュ、ペットボトル等）

近隣コミセンでの活動時のルール

基本的に各コミセンの使用ルールの厳守

活動内容の変更

野外活動：バス（民間・市バスとも）を利用しての活動の制限（～8/31）

児童交流事業の中止（8/18 予定分）

各種講師、ボランティア団体を依頼しての活動の中止

- ・けん玉教室等
- ・Y A S Uほほえみクラブ
- ・企業出前講座
- ・その他ボランティア団体

市内学童保育所福祉活動の延期（中止）

- ・オムロン野洲事業所見学 → 令和3年度に延期（野洲学童保育所）
- ・野洲病院職業体験 → 令和2年度は中止
- ・防災探検隊（防災マップ作り）→ 令和2年度は中止